

免税軽油を使用される方へ（農業用）

1 免税の対象となる方

農業を営む方 等

2 免税の対象となる機械

動力耕うん機、トラクター、ブルドーザー、施肥用機械、播種機、脱穀機、粃すり機、麦刈り機、わら加工機械、繊維加工用機械、畜産用機械 等々

※ 道路運送車両法第4条の規定により登録を受けナンバープレートをつけている機械は、免税の対象となりません。

※ ここに例示した以外で、農業に使用している機械がある場合は、県税事務所にご相談ください。

3 免税軽油の申請手続き

免税軽油を使用する場合には、県税事務所へ申請書を提出して「免税軽油使用者証」及び「免税証」の交付を受ける必要があります。

その後、販売店で免税証と引き換えに、免税証に記載された数量と同じ量の軽油を免税価格で購入することができます。

4 申請に必要な書類（それぞれの申請書に次の書類を添付して提出してください。）

免税軽油使用者証交付申請	免税証交付申請
耕作証明書／機械の写真、カタログ又は取扱説明書、販売証明書等／誓約書／農業の受委託に関する契約書等（委託を受けて農業を営む場合）／手数料400円 等	作付面積内訳書／新規申請以外の場合 は、「免税軽油使用実績書（農業用）」、「免税軽油の引取り等に係る報告書」／ 等

5 ご注意いただくこと

- 免税機械の入れ替え、追加、廃止など、使用者証の記載事項に変更がある場合は、使用者証の書替手続きが必要となりますので、県税事務所で行ってください。書替手続きを行わずに免税軽油を使用した場合は、軽油引取税が課税されます。
- 使用者証や免税証は、紛失しないように金庫など鍵のかかる場所に保管してください。もし紛失した場合には、速やかに県税事務所へ届け出てください。
- 使用者証や免税証の有効期限が切れたものは使用できません。免税軽油の引取りを必要としなくなったときは、速やかに返納してください。

ご不明な点は、県税事務所へお気軽にお問い合わせください。